

一般事業主行動計画

令和3年7月1日

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と生活の調和を図ることができるよう、働きやすい雇用環境整備をすることで、その能力を十分に発揮できるようにするため、下記のとおり一般事業主計画を策定する。

1. 計画期間

令和元年7月1日～令和3年6月30日を令和4年3月31日までに延長

目標を変更せずに延長することで、さらに対応の充実をはかると共に、「女性活躍推進法に則った一般事業主行動計画（計画期間2019年7月1日～2021年3月31日）」と終了期間を合わせ、2021年4月1日にふたつの一般事業主行動計画を統合する予定です。

2. 内容

目標1

所定外労働時間を削減するための施策の徹底

<対策>

1. 毎月の時間外集計と前年度との対比（令和元年7月から）
2. 所定外労働の原因の分析を行う（令和元年7月から）
3. 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施（令和元年7月から）
4. 各課における問題点の検討及び研修の実施（令和元年7月から）

目標2

年次有給休暇取得の促進

<対策>

1. 休暇取得状況の把握する（令和元年7月から）
2. 計画的な取得に向けて管理職研修を実施（令和元年7月から）
3. 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する（令和元年7月から）